

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策 進捗概要(平成28年12月20日)

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : **71** / 85 項目 実施済み

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

22 / 27 項目
実施済み

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

20 / 21 項目
実施済み

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ
- ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

5 / 10 項目
実施済み

- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

18 / 20 項目
実施済み

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

13 / 15 項目
実施済み

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

未実施のランドオペレーターへの規制、事業参入・許可更新時の「安全投資計画」作成義務付け等についても逐次実施に移していく。

(1)–1 貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の強化

初任運転者等に対する指導監督内容の拡充

H28. 12~

○ 初任運転者等に対する指導監督の内容拡充

- ・ 初任運転者(直近1年間に乗務経験のない車種区分(※)の貸切バスを運転する者を含む。)に対する**最低20時間の実技訓練を義務付け**、技量を確保。
 ※ 大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合を除く。
- ・ **ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導・監督を義務付ける**ことで、運転者の技量の低下を防止しつつ、事故・ヒヤリハット事例の共有等により運転者の技量を更に向上。
- ・ 事故惹起運転者に対しても**最低20時間の実技訓練を義務付け**、技量が低下した状態で運転を継続することを防止。
- ・ その他、ASV装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等について、指導内容として明示し、指導を徹底。

○ 新たに雇い入れた全ての運転者に対する適性診断の受診、特別な指導監督の実施を義務付け

ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等

H29. 12~

- ① 平成29年12月1日より、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づける。
- ② 平成31年12月1日より、既販車についても①の内容を義務づける。
- ③ 平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。

今後の予定

- ・ ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づけ
- ・ 初任運転者等に対する実技訓練以外指導及び監督の実施時間の延長

ドライブレコーダー関連以外の指導・監督を義務づけ

H28. 12

新車にドライブレコーダーの装着を義務づけ

H29. 12

既販車にドライブレコーダーの装着を義務づけ

H31. 12

既存のドライブレコーダーへの猶予期間を終了

H36. 11

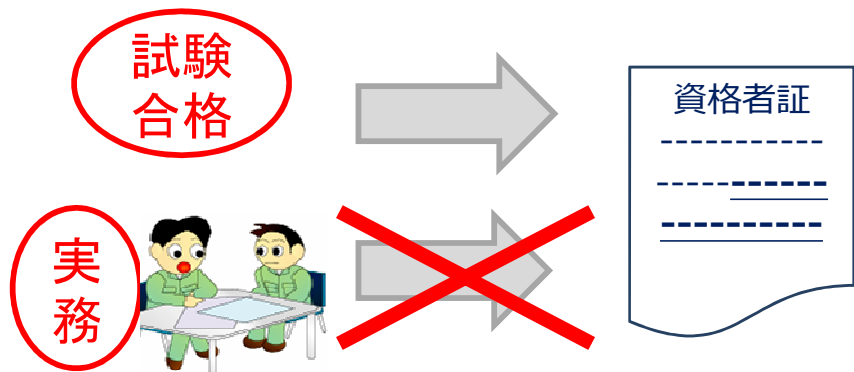
ドライブレコーダーが装着されていない自動車の運転者につき、ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の適用を除外

(1)–2 貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の強化

運行管理者の資格要件の強化

H28. 12~

- 運行管理者資格者証の取得要件を試験合格に限定
(現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能)

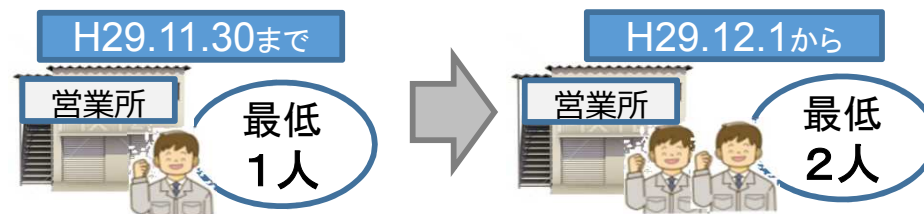


運行管理者の必要選任数引上げ

H29. 12~

- 運行管理者の必要選任数の引上げ
 - ・営業所ごとに**最低2名**、
20両ごとに1名(100両以上分については30両ごとに1名)

例) 車両数 1~39両の営業所 …… 2名
車両数40~59両の営業所 …… 3名 等



夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け

H28. 12~

- 夜間・長距離の運行時に乗務途中点呼の実施を義務付け

- ・ 乗務途中点呼の実施が義務付けられる場合
 - … 一運行の実車運行(※1)距離が100kmを超え、
夜間運行(※2)を行う場合
- ※1 旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行(回送運行を除く)
- ※2 実車運行の開始時刻又は終了時刻が午前2時~午前4時の間にある運行・当該時刻をまたぐ運行
- ・ 乗務途中点呼における確認事項
 - … 疾病・疲労の状況等運転者の体調、
車両の状況、運行経路の状況 等

補助席へのシートベルト装着義務化

H29. 11~

- これまで座席ベルトの設置義務が除外されていた補助座席について、座席ベルト及び座席ベルト取付装置の備付けを義務付け
- 補助座席の座席ベルト及び座席ベルト取付装置について、一定の基準への適合を義務付け

適用予定

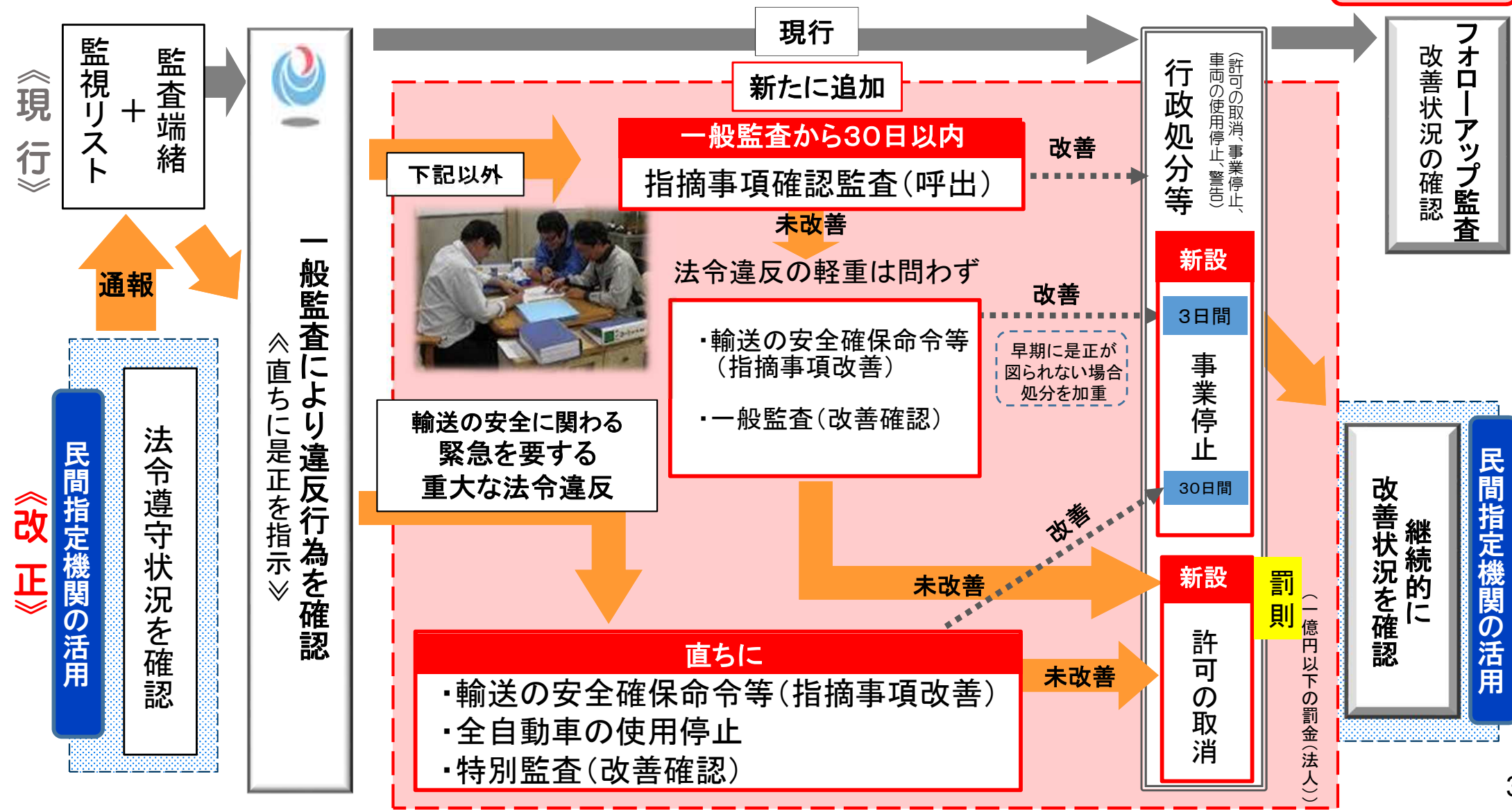
車両総重量12t超のバス	： 新型車	H29. 11
	継続生産車	H30. 11
上記以外の自動車	： 新型車	H31. 11
	継続生産車	H33. 11

(2)-1 一般監査の見直し

「総合的な対策」講ずべき事項

- 一般監査において、輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。
- 一般監査において、輸送の安全に関わる重大な事項以外の法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査(呼出)を実施する。
- 複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可取消の対象とする。

H28. 12~



(2)-2 行政処分量定の厳罰化

「総合的な対策」講ずべき事項

- 行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。
- 輸送の安全に特に関わる事項の違反を中心に処分量定を引き上げるとともに、処分量定の算出方法をより実効的なものにする。

輸送の安全に関わる処分量定の引上げ

H28. 12~

- 輸送の安全に関し特に重要な運行管理の3本柱「点呼」、「過労」、「指導監督」違反の量定を引上げ
 - ・ 悪質、重要事項(運賃・料金関係違反、記録類の改ざん、虚偽届出)等の違反 60日車(現行の1.5~6倍)
 - ・ 輸送の安全に密接な事項(過労運転、健康診断未受診、点呼未実施)等の違反 40日車(現行の2~4倍)
 - ・ 運転者に対する指導監督の違反 40日車(現行の4倍)
 - ・ 点呼の記録・保存に係る違反 40日車(現行の4倍) 等
- 安全コスト削減につながり、安全を脅かすおそれがある下限運賃割れによる運行の量定を引上げ
 - ・ 運賃・料金届出違反 60日車(現行の3倍)
- 輸送の安全確保命令等 各種の命令違反 ... 許可取消

「一発取消し」の導入

H28. 7~

- 違反の悪質性や事故の重大性等、個別の事情を総合的に勘案して、許可取消、運行管理者資格者証の返納命令を行うことができる

使用停止車両割合の引上げ

H28. 12~

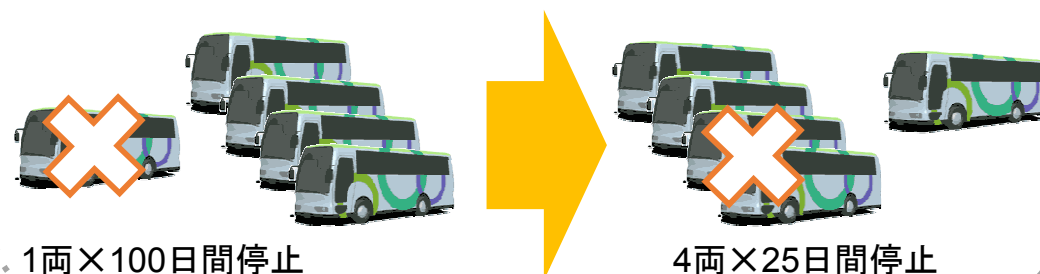
- 稼働率(現状約50%)を考慮し、使用停止車両割合を全車両の8割に設定

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分100日車のとき

- ・・・営業所当たり配置車両数
 - 5両の場合 車両停止 4両 × 25日
 - 10両の場合 車両停止 8両 × 12日 + 端数4両 × 1日
 - 30両の場合 車両停止 24両 × 4日 + 端数4両 × 1日
- ・ 8割の端数については切り捨てとする。
- ・ 処分逃れ防止のため、監査時点又は処分時点のいずれか多い方の車両数をベースとして算出

(例) 配置車両数 5両 処分100日車



運行管理者に対する行政処分基準の強化

H28. 12~

- 繰り返し法令違反を是正しない事業者が許可取消処分となった場合
・・・勤務する運行管理者全員に資格者証返納命令 等4

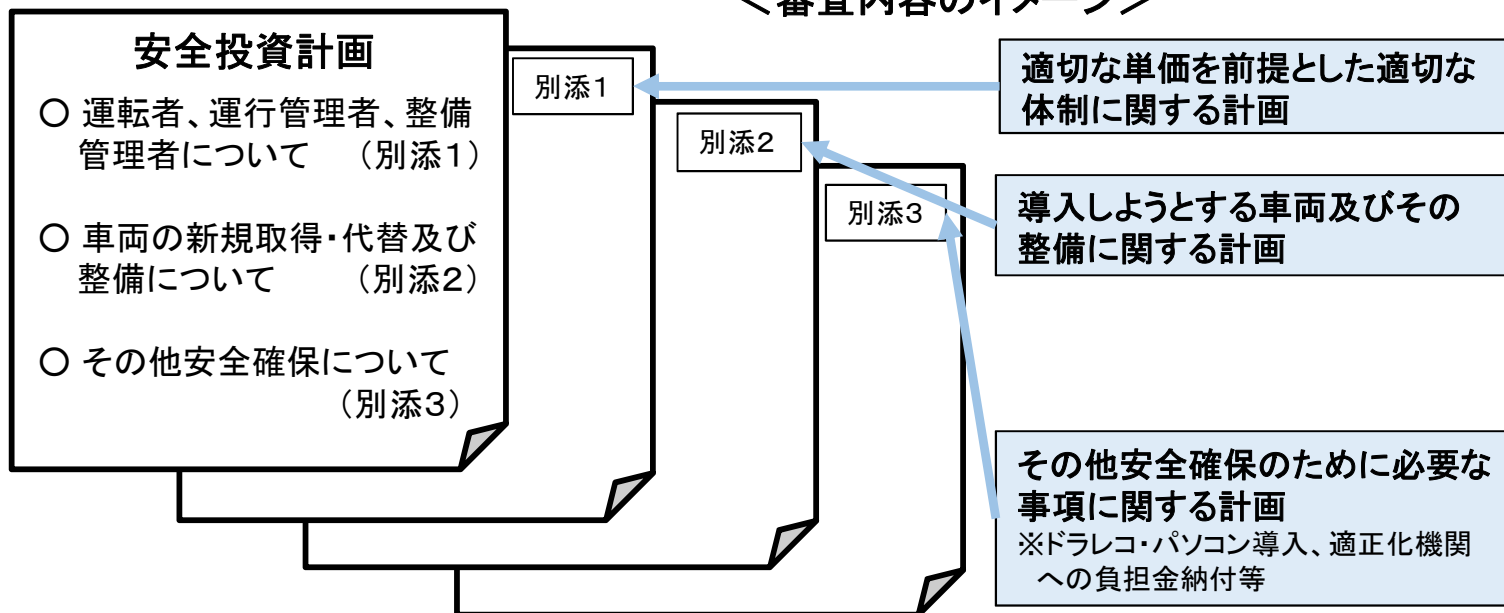
(2)-3 事業許可の更新制の導入

H29. 4~

事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。

審査項目	新規許可時 (現在)	新規許可時 (見直し後)	許可更新時 (新設)	監査時 (現状・見直し後)
営業区域、営業所、事業用自動車、 車庫、休憩仮眠・睡眠施設	○	○	※	○
運行管理者、整備管理者、 運転者	○	○	※	○
資金計画(開業資金)	○	○	—	×
安全投資計画・収支見積書	×	○	○	×
法令遵守	○	○	○	○
損害賠償能力	○	○	※	○

<審査内容のイメージ>



収支見積書

	○年度	…	□年度
営業収入			
運送収入	○○円	…	○○円
旅客運賃	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
運送雑収	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業費用			
人件費	○○円	…	○○円
燃料油給費	○○円	…	○○円
車両減価償却費	○○円	…	○○円
自動車リース料	○○円	…	○○円
車両修繕費	○○円	…	○○円
保険料	○○円	…	○○円
施設使用料	○○円	…	○○円
施設賦課税	○○円	…	○○円
事故賠償費	○○円	…	○○円
道路使用料	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業損益	○○円	…	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外損益	○○円	…	○○円
経常損益	○○円	…	○○円
※他事業収入	○○円	…	○○円
経常損益(他事業収入参入後)	○○円	…	○○円

(注) 許可更新時の「※」は、「安全投資計画」及び「収支見積書」の審査に必要な部分を確認。

(3) 適正化機関の活用による監査の重点化

○適正化機関の活用により、すべての貸切バス事業者をチェックし、これまで十分な監査ができなかった悪質事業者を洗い出すことで、悪質事業者に対して重点的に監査を行うことが可能となる。

国の監査において重点的に実施する業務

○ 重大事故に結びつく違反により、継続的に監視すべき事業者

- ・過労運転に係る違反
- ・健康診断未実施
- ・運転者の指導・監督の未実施
- ・下限割れ運賃による運行
- ・法令違反の改善が継続されずに違反を繰り返す事業者 等

○ 下記の事項に該当する事業者

- ・死亡事故、社会的影響の大きい事故
- ・悪質違反(酒気帯び、過労運転等)
- ・公安委員会、労働局等からの通報
- ・新規事業者

○ 民間団体から通報のあった事業者 (法令違反の疑い、改善の未実施等)

悪質事業者の通報

民間団体において監査の補完として行う業務

H29 夏頃～

適正化機関

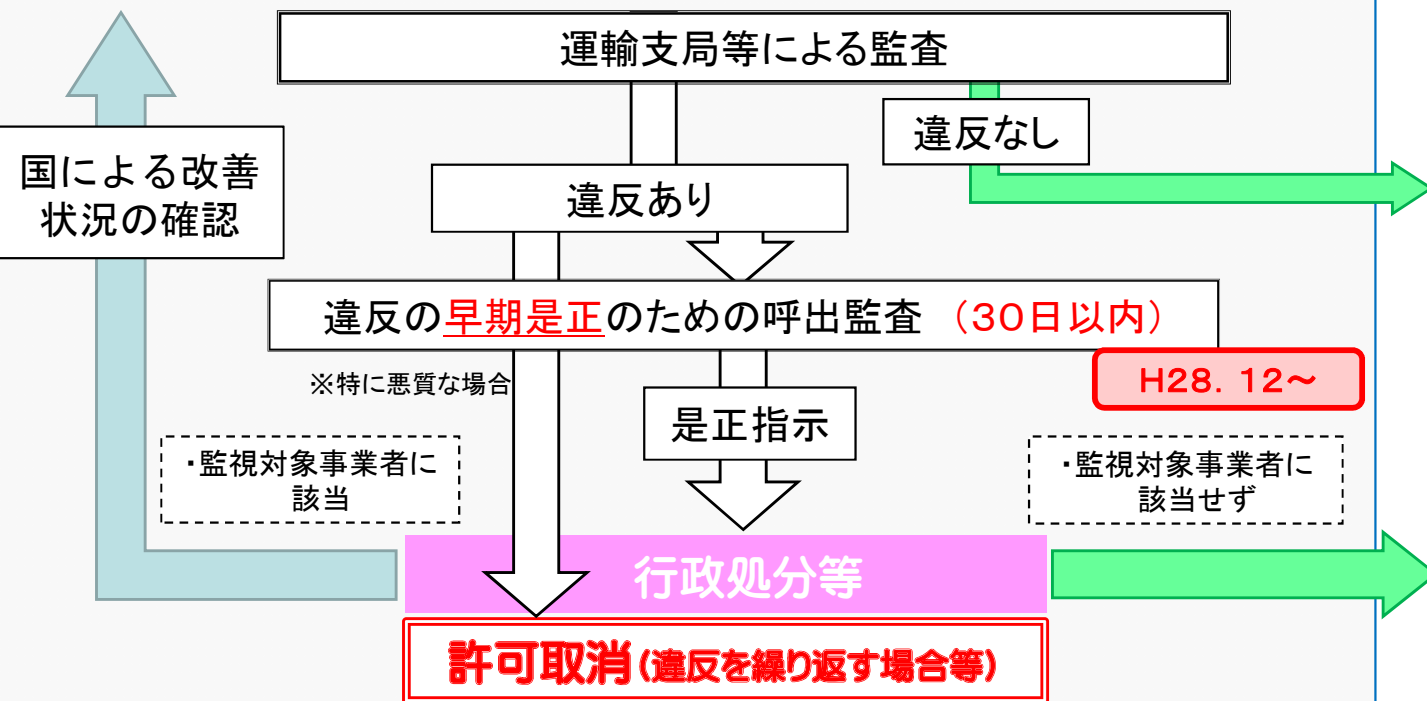
○ 貸切バス事業者に対する「巡回指導」の実施

(※) 全国約4,500者のうち、国の監査にて対応する事業者を除く

【適正化機関の考え方】

違法行為を行う事業者に対して指導等を民間団体が自主的に行うことで、事業者の遵法意識を高めるとともに、事業者により関係法令が遵守されやすい環境を創出し、バス事業に関する秩序を確立すること。

監査・処分後の改善状況の継続的な確認



(4) - 1 旅行業者との関係強化(運賃・料金の下限割れ防止対策)

【軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の総合的な対策(平成28年6月3日)抜粋】

貸切バスの運賃・料金の下限割れ防止対策として、

①運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加及び手数料等に関する取引書面の取り交わし

H28. 11~

②国土交通省による通報窓口の設置

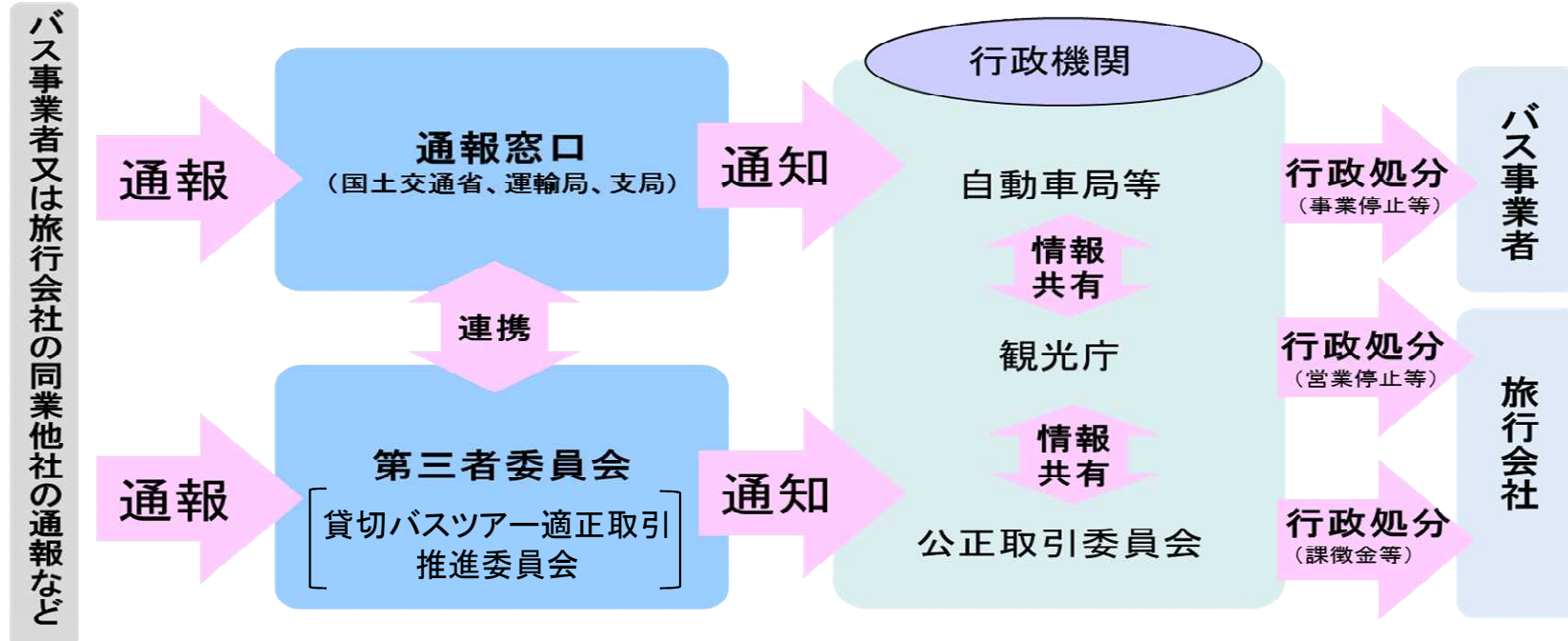
H28. 8~

③専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備等を実施。

H28. 8~

国土交通省による通報窓口及び手数料等に関する第三者委員会の通報窓口

1. 貸切バスの運賃・料金及び手数料等に関する情報について、国土交通省に利用者等から通報の受付窓口を設置。通報内容から運賃の下限割れの可能性があるかと判断した場合は、貸切バス事業者に対する調査等を実施。
2. 旅行業界・バス業界共同で実務者、弁護士等専門家からなる第三者委員会(新設)に通報の受付窓口を設置。過大な手数料等により実質的に運賃が下限割れとなっていないかどうかについて判断し、実質的な下限割れとなっている場合は、関係行政庁に通知。通知を受けた行政庁は、所管事業者に対する調査等を実施。
3. 国土交通省と第三者委員会は、適宜連携して事務を行う。



- 貸切バス事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項(安全情報)について、国への報告を義務付ける。
- 国は貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理して、ホームページ等で公表する。

H28. 12~ 公表

○貸切バス事業者の情報 ・事業者名 ・会社設立年度 ・営業所の所在地 ・バス協会加入・非加入 ○外部機関による安全チェックの活用 ・貸切バス事業者安全評価認定制度 (★、★★、★★★、なし) ・地方バス協会の適正化コンサルティング (○、×) (過去3年間) ・N A S V A 運輸安全マネジメント (○、×) (過去3年間) ○保有車両の情報 (大型、中型、小型の別) ・保有車両数 (両) ・車齢 (年) (最新車齢、最古車齢) ・ドライブレコーダー搭載車両導入率 (%) ・デジタル式運行記録計搭載車両導入率 (%) ・先進安全技術搭載車両 (A S V) 導入率 (%)	○運転者の情報 ・運転者数 (人) ・現在会社勤続平均年数 (年) ・平均給与月額 (A, B, C) 例: 全職種平均給与月額と標準能率事業者の給与月額との和半額を基準額として、 A: 基準額プラス10%以上 B: 基準額上下10%未満 C: 基準額マイナス10%以下 ○運行管理・整備管理体制の情報 ・運行管理者数 (人) ・整備管理者数 (人) ○事故・違反歴等 (過去3年間) ・事故件数 (件) (走行10万台キロ当たりの重大事故件数) ・行政処分 (日車) ・処分後の改善実績 (○、×)
---	--

国が公表



国土交通省において、貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理して、ホームページ等で公表

- 国が公表した貸切バス事業者の安全情報は、旅行比較サイトなどにおいて活用していただく予定。
(参考)旅行比較サイトでの活用のイメージ

旅行比較サイト 〇〇ネット					
旅行代金(高い順 低い順) / 人気順 / バス安全性評価認定(★★★・★★・★)順					
箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: 12,000円~ 詳細はこちら					
出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	湯本温泉旅館
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇トラベル(株)
貸切バス安全性評価認定	なし	使用車両(車齢)	10~15年		
		保有車両数(出発地都道府県内/全国)	15両 / 15両		
箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: 16,000円~ 詳細はこちら					
出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	ホテル湯本館
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇ツーリズム(株)
貸切バス安全性評価認定		使用車両(車齢)	5年以内		
		保有車両数(発着地営業区域内/全国)	20両 / 80両		

クリックすると当該旅行会社の販売サイトへ

国土交通省が公表する安全情報を活用

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進

H28. 3 ガイドライン策定

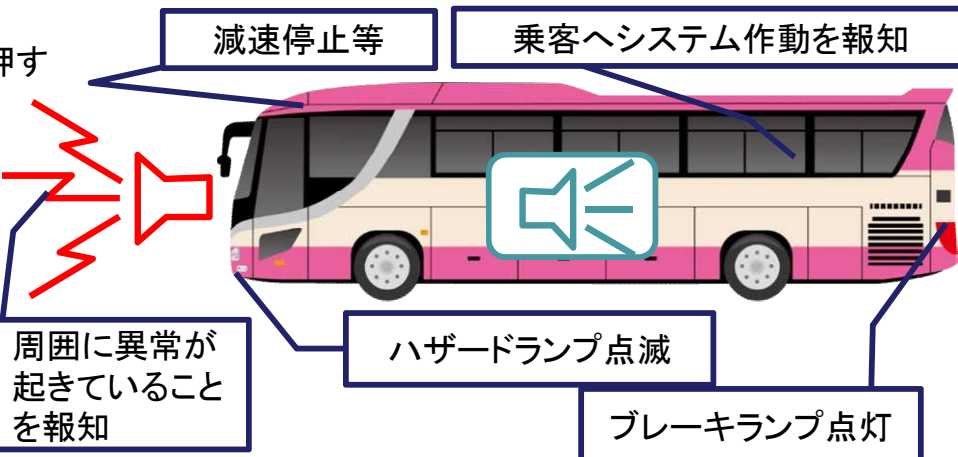
- ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合にドライバーの異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」について、実用化を促進するため、基本設計等に関するガイドラインを策定。

異常検知



自動制御

- 運転手、乗客がボタンを押す
- システムが自動検知



車体へのASV搭載状況表示

H28. 12
ガイドライン策定

- バスの利用者自らが乗車する大型高速バスに搭載された先進安全技術を把握できるようにするため、車体にASV搭載状況を表示するためのガイドラインを策定。

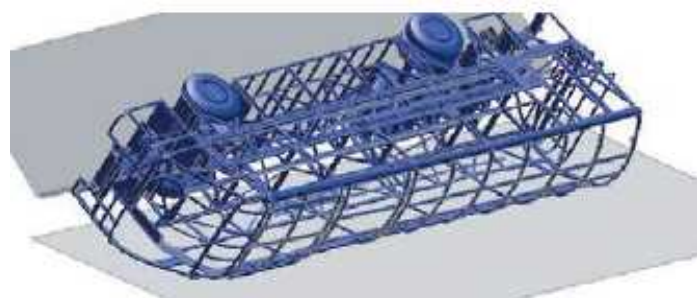


ASV搭載状況の車体表示

車体構造の強化

H30. 10~

- 車両横転時の車内空間の確保に関する国連の基準を採用し、平成30年10月以降に製造される新型の大型高速バスに対し、同基準への適合を義務付け。



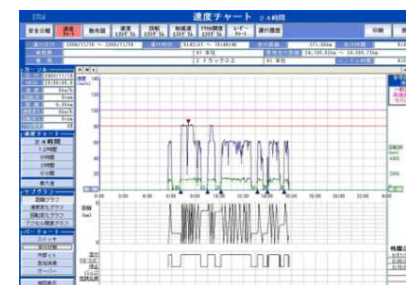
デジタル式運行記録計等の導入支援

H28. 7~9
補助事業実施

- デジタル式運行記録計から取得したデータを活用して、運行管理者が運転者への安全指導を行うこと等により、安全性向上が図られることから、機器の普及促進を目的として支援を実施。



デジタル式運行記録計で速度、距離等を記録



専用ソフトによる精緻な分析、運行傾向等を評価